

所管部課		総務部 職員課		部長	矢吹 勇一	
件 名		東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
1. 要 旨						
(1) 改正理由						
東京都人事委員会勧告を踏まえ、公民較差を是正するための給与改定を実施するため、条例の一部を改正するものである。						
(2) 主な改正内容						
① 給料表の改定						
例月給について、令和6年東京都人事委員会勧告による東京都の給与改定を踏まえ、東京都の給与改定と同様に、初任層に重点を置きつつ、全級全号給について給料表の引上げ改定を行う。						
② 期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定						
特別給(賞与)の年間支給月数を0.2か月分(0.1か月分)引き上げ、4.65か月から4.85か月(2.45か月から2.55か月)とし、期末手当及び勤勉手当に配分する。						
※ () は再任用職員の月数						
(3) 施行日						
公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。						
(4) 影響及び効果						
東京都人事委員会勧告を踏まえた改定であるため、適正な給与支給をすることが可能となる。						
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)						
令和6年 8月 8日 国の人事院勧告						
10月18日 東京都人事委員会の勧告						
11月 7日 職員組合から2024年度給与改定の要求書を受理						
26日 職員組合へ2024年度給与改定の回答書を提出						
26日 職員組合から2024年度給与改定の同意書を受理						
総務課審査済み。						
3. 留意事項 (問題点等)						
4. 主管部処理案 (検討結果等)						
庁議終了後、速やかに条例改正の手続を進めることとし、上記の条例を改正する議案を令和6年第4回市議会定例会に提出したい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。